

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和六年四月九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十二月二十二日奈良県指令中土第五六一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月二十一日中土第七五一一四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

磯城郡三宅町大字屏風八五番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

磯城郡三宅町大字屏風八〇番地

辰巳博文

一 許可番号

令和五年十二月七日奈良県指令中土第五六一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年三月二十二日中土第七五一一五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字西之宮一六七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市伏見区羽束師古川町一三〇番地

株式会社アイ・アストラルフアミリー 代表取締役 乾要